

資料提供

特定商取引法違反の訪問販売業者に対する行政処分（業務停止命令3か月）について

県は、家庭用換気扇フィルター及びフィルター枠の訪問販売業者である株式会社ハウスサービスこと掛札良二（所在地 水戸市見川1-1128-2）に対し、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「法」という。）の違反行為である販売目的の不明示（法第3条違反）、書面交付義務違反（法第5条）、不実告知（法第6条第1項違反）を認定したため、平成22年11月1日、法第8条の規定に基づき、業務について停止するよう命令する行政処分をした。

株式会社ハウスサービスこと掛札良二に対する行政処分（業務停止命令3か月）の概要

1 事業者

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 名称 | 株式会社ハウスサービスこと掛札良二 |
| (2) 代表者 | 代表 掛札 良二（かけふだ りょうじ） |
| (3) 所在地 | 茨城県水戸市見川1-1128-2 |
| (4) 設立 | 平成12年11月1日 |
| (5) 取引形態 | 訪問販売 |
| (6) 業務内容 | 家庭用換気扇フィルター及びフィルター枠の販売 |
| (7) 売上高 | 72,000千円（平成12年11月から平成22年7月） |
| (8) 従業員 | 1名（代表者のみ） |

2 取引の概要

株式会社ハウスサービスこと掛札良二（以下「同事業者」という。）は、茨城県水戸市見川1-1128-2に事務所を構え、県内において、各戸を訪問して消費者に接触し、家庭用換気扇フィルター及びフィルター枠の販売を行っていた。

同事業者は、消費者の住居を突然訪問し、家庭用換気扇フィルター及びフィルター枠の販売の勧誘であることを告げず消費者に接触した後、自己の商品である家庭用換気扇フィルターの効果について、不実のことを告げ家庭用換気扇フィルター及びフィルター枠の売買契約を締結していた。

同事業者が販売していた実際の商品（家庭用換気扇フィルター及びフィルター枠）の写真は別紙を参照。

3 同事業者に係る県内消費生活センターへの相談状況

- | | |
|------------|----------------------------|
| (1) 相談件数累計 | 100件（平成12年から平成22年10月26日まで） |
|------------|----------------------------|

(2) 近年の状況

年	18	19	20	21	22	合計
相談件数	1	0	2	11	6	20

4 違反事実の概要

(1) 販売目的等不明示（法第3条）

事業者は、勧誘開始時に家庭用換気扇フィルター及びフィルター枠の売買契約の締結が目的であることを告げなければならぬところ、「換気扇の説明をさせて下さい」や「皆さんのところを回っています。換気扇の点検をしています。」等と告げるのみであった。

(2) 書面交付義務違反（法第5条）

ア 契約締結時に消費者に交付する書面に記載しなければならない契約解除（クーリング・オフ）の規定について、記載内容に不備のある書面を交付していた。

イ 契約締結の際に交付する書面に、個人事業者であるにも関わらず、株式会社ハウスサービスと記載している。

(3) 不実告知（法第6条1項）

事業者は、自らの商品の効果・効能について「この専用フィルターを使えば中が汚れないので掃除しなくて済む」や「この専用フィルターを使うと2か月に1回フィルターを換えれば、換気扇の掃除をしなくてもいいですよ」等と不実のことを告げている。

5 行政処分の内容

特定商取引法に基づく業務停止命令

平成22年11月2日から平成23年2月1日までの3か月間、訪問販売に係る次の業務を停止すること。

- (1) 売買契約の締結について勧誘すること。
- (2) 売買契約の申込みを受けること。
- (3) 売買契約を締結すること。

6 その他

同事業者と契約をした消費者からの相談窓口

茨城県消費生活センター 電話 029-225-6445

別紙

販売していた家庭用換気扇フィルター



フィルターを装着した状態

